

藤井寺市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、藤井寺市立図書館（以下「図書館」という。）が購入する雑誌の費用を民間企業等が負担し、当該雑誌に広告を掲載することにより、民間企業等との協働により市の新たな財源を確保する制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、藤井寺市有料広告掲載に関する取扱規則（平成21年藤井寺市規則第22号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この要綱に従い申込みすることができる者は、規則第5条の責務を満たす企業、団体、法人及び個人事業主とする。

(広告の方法)

第3条 雑誌に広告を掲載する者（以下「雑誌スポンサー」という。）は、広告掲載を希望する雑誌の購入費用を負担する。

- 2 藤井寺市立図書館長（以下「館長」という。）は、前項の規定により購入された雑誌（以下「スポンサー誌」という。）に広告用紙を貼付し、雑誌スポンサー名及び雑誌スポンサーの事業に関する広告を掲載し、図書館雑誌コーナーに配架するものとする。
- 3 前項の広告用紙は雑誌スポンサーが用意するものとし、その規格等は館長が別に定める。
- 4 スポンサー誌の配架場所は、館長が決定する。

(広告掲載期間等)

第4条 雑誌スポンサーが購入費用を負担すべきスポンサー誌は、第6条第1項に規定する掲載開始月の初日から当該年度の3月末日までに発行されたものを対象とする。ただし、当該年度末までに再度、第6条による申込みをし、可とする決定を受けた場合は、引き続き1年間継続して対象とすることができる。

- 2 広告を掲載する期間は、スポンサー誌の配架後1年間とする。

(募集方法)

第5条 雑誌スポンサーの募集は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 広報ふじいでらへの掲載
- (2) 藤井寺市ホームページへの掲載
- (3) 図書館ホームページへの掲載
- (4) 館内への掲示及びチラシ等の配布
- (5) その他館長が必要と認める方法

(申込方法)

第6条 雑誌スポンサー制度に申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、館長が選定した雑誌一覧の中から、希望する雑誌を選定し、広告を掲載しようとする月（以下「掲載開始月」という。）の前月の5日までに、藤井寺市立図書館雑誌スポンサー制度申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、広告案その他必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

- 2 同じ雑誌に複数の雑誌スポンサーからの申込みがあった場合は、先着順とするものとし、同日申込みの場合は、抽選とする。

(雑誌スポンサーの審査及び決定)

第7条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容に関して審査を行い、掲載の可否を決定するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、申込者に掲載内容等の修正を求めることができる。

- 2 市長は、前項の規定により可否を決定した時は、速やかに藤井寺市立図書館雑誌スポンサー

一決定通知書（様式第2号）により、申込者に通知するものとする。

（広告内容等の変更）

第8条 市長は、広告内容について、規則第3条の基準にそぐわない、又は図書館での掲載に支障があると認めるときは、雑誌スポンサーに対して広告内容等の変更を求めることができる。

2 雑誌スポンサーは、広告掲載期間内に広告の内容を変更しようとするときは、藤井寺市立図書館雑誌スポンサー制度広告変更申込書（様式第3号）により市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定により、承認の可否を決定した時は、速やかに藤井寺市立図書館雑誌スポンサー制度広告変更承認・非承認通知（様式第4号）により、申込者に通知するものとする。

（広告掲載の取消し）

第9条 市長は、規則第6条の規定により、広告の掲載を取り消したときは、藤井寺市立図書館雑誌スポンサー取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

2 前項の規定により、広告の掲載を取り消したときは、雑誌スポンサーが支払い済みの雑誌の代金は返還しない。

（雑誌購入費用の支払方法等）

第10条 雑誌スポンサーは、負担する雑誌購入費用を、館長が指定する雑誌納入業者に広告掲載期間分を一括して、掲載開始月に支払うものとする。

2 振込手数料等支払いに必要な一切の経費は、雑誌スポンサーの負担とする。

3 スポンサー誌が広告掲載期間途中で休刊、廃刊等となった場合は、館長と協議のうえ、別の雑誌に広告を振り替えるものとする。

4 前項の規定により広告を振り替えた場合等、雑誌スポンサーの責めに帰さない事由によりスポンサー誌の購入費用が広告掲載期間中に変更となった場合は、雑誌スポンサーと雑誌納入業者との間で協議を行うものとする。

（雑誌の取扱い）

第11条 スポンサー誌の取扱いは、図書館所蔵の雑誌と同様とする。

（広告の撤退）

第12条 市長は、広告の掲載期間が終了したとき、若しくは規則第6条の規定により、掲載の取消しを行ったとき、又は規則第7条の規定により広告掲載者から掲載の取下げの申出があったときは、速やかに広告を撤去するものとする。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、雑誌スポンサー制度に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。